

令和4年10月12日

第3回 第4期特定健診・特定保健指導の
見直しに関する検討会

資料2

第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者 種別の目標値について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保険者種別の特定健診・特定保健指導の目標値に関する論点

現状

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健診・特定保健指導の実施方法や目標の基本的な事項など、特定健康診査等基本指針（基本指針）を定めている。
- ・ 第3期においては特定健康診査等の実施に係る目標として、特定健診実施率70%以上、特定保健指導実施率45%以上と設定し、各保険者の目標についても設定をしている。
- ・ これまで、保険者の種別によっておかれている状況が異なること等を踏まえて、保険者の種別の目標値を設定してきており、特定健康診査等実施計画において、各保険者の目標値は保険者種別の目標値の値を踏まえて設定することとされている。
- ・ ワーキンググループにおいては、引き続き実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があり、下記の通りとりまとめた。
 - ・ 第3期の目標と同様に、特定健診実施率70%以上、特定保健指導実施率45%以上とするべきであること
 - ・ 実施率向上のためには、保険者、特定健診実施機関及び特定保健指導実施機関が連携して実施していくことが期待されること

論点

- ・ 第4期の保険者の目標値は、全体の目標値である特定健診実施率70%以上、特定保健指導実施率45%以上を保険者全体で達成するため、第3期と同様、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定してはどうか

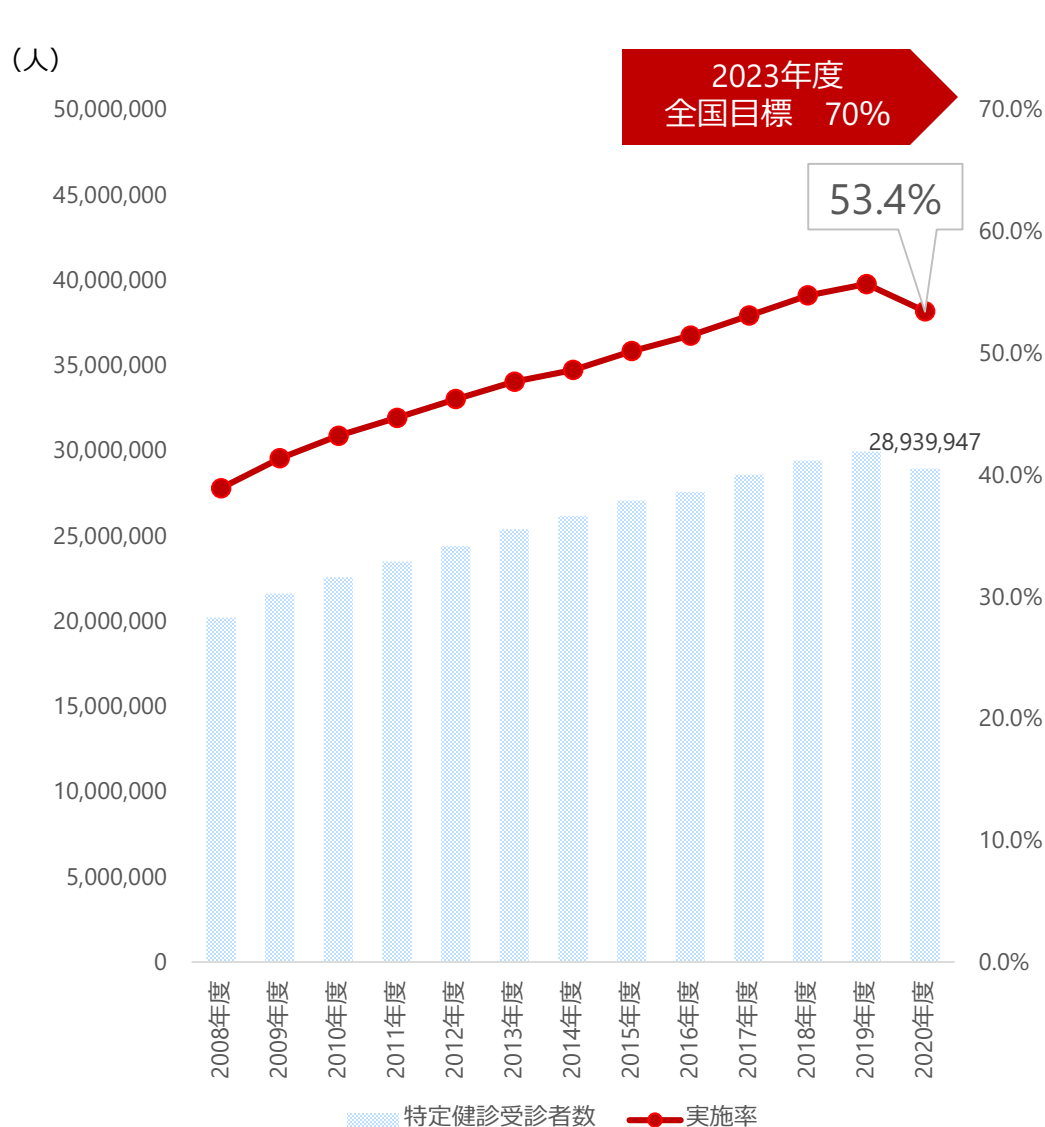
特定健診・特定保健指導の実施率の推移

令和4年6月28日

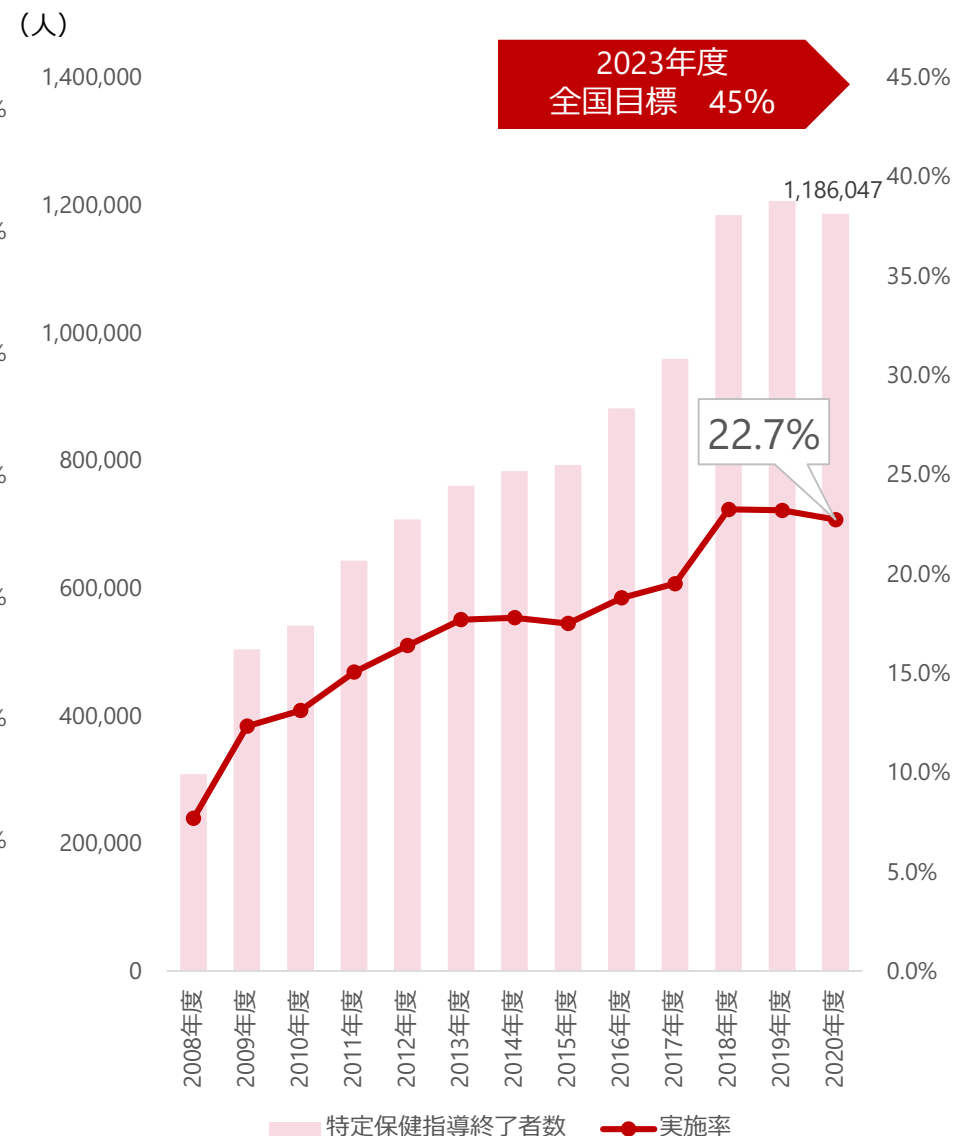
第4回 効果的・効率的な実施方法等に関する
ワーキング・グループ

資料2

【特定健診受診者数・特定健診実施率】



【特定保健指導終了者数・特定保健指導実施率】



特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者種別推移）

第4回 効果的・効率的な実施方法等に関する
ワーキング・グループ

（1）特定健診の保険者種類別の実施率

	総数 (3,366保険者) (5,418万人)	市町村国保 (1,738保険者) (1,837万人)	国保組合 (161保険者) (142万人)	全国健康保険協会 (1保険者) (1,845万人)	船員保険 (1保険者) (4.5万人)	健保組合 (1,380保険者) (1,246万人)	共済組合 (85保険者) (344万人)
2020年度	53.4%	33.7%	45.7%	52.3%	51.3%	77.7%	79.2%
2019年度	55.6%	38.0%	49.8%	53.7%	52.9%	79.0%	79.5%
2018年度	54.7%	37.9%	49.4%	52.2%	49.9%	78.2%	79.2%
2017年度	53.1%	37.2%	48.7%	49.3%	45.9%	77.3%	77.9%
2016年度	51.4%	36.6%	47.5%	47.4%	48.5%	75.2%	76.7%
2008年度	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	22.8%	59.5%	59.9%

（2）特定保健指導の保険者種類別の実施率

	総数 (522万人)	市町村国保 (70万人)	国保組合 (13万人)	全国健康保険協会 (196万人)	船員保険 (0.8万人)	健保組合 (190万人)	共済組合 (51万人)
2020年度	22.7%	26.9%	11.3%	15.8%	11.6%	26.9%	30.7%
2019年度	23.2%	29.3%	10.1%	15.6%	10.3%	27.4%	30.7%
2018年度	23.2%	28.8%	10.1%	16.8%	8.4%	25.9%	30.8%
2017年度	19.5%	25.6%	9.3%	13.2%	7.6%	21.4%	25.5%
2016年度	18.8%	24.7%	9.1%	14.2%	7.2%	19.2%	23.2%
2008年度	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.6%	6.8%	4.2%

メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の 減少率（対2008年度比）

令和4年6月28日

第4回 効果的・効率的な実施方法等に関する
ワーキング・グループ

資料2

「メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率」は特定保健指導推定対象者の減少率であり、目標値（2008年比▲25%）には達していない。

	特定健診受診者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	特定保健指導推定対象者数のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
2020年度 (対2008年度比)	9.6%	▲2.4%	▲10.9%
2019年度 (対2008年度比)	4.9%	▲7.6%	▲13.5%
2018年度 (対2008年度比)	3.0%	▲8.7%	▲13.7%
2017年度 (対2008年度比)	0.9%	▲9.6%	▲14.2%
2016年度 (対2008年度比)	▲1.1%	▲11.6%	▲15.5%

(※1) 推移の表記は、▲（マイナス）を含めて値を表記している。▲○%は、2008年と比較して当該年度は○%減少していることを意味する。

(※2) 減少率は、実数で算出した場合、年度ごとの特定健診実施率の高低の影響を受けるため、それぞれの出現割合に2008年3月31日時点の住民基本台帳人口を乗じた推定数により算出した。なお、年齢構成の変化の影響を少なくするため、性・年齢階級（5歳階級）別に推定数を算出し、その合計により、減少率を算出している。

(※3) 非服薬者のうちのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率は、性・年齢階級ごとに算出したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現割合に、性・年齢階級ごとの住民基本台帳人口を乗じることで得られるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数により算出しているが、非服薬者の人口構成は反映されていない。

第3期実施計画期間の保険者の特定健診・保健指導の目標値

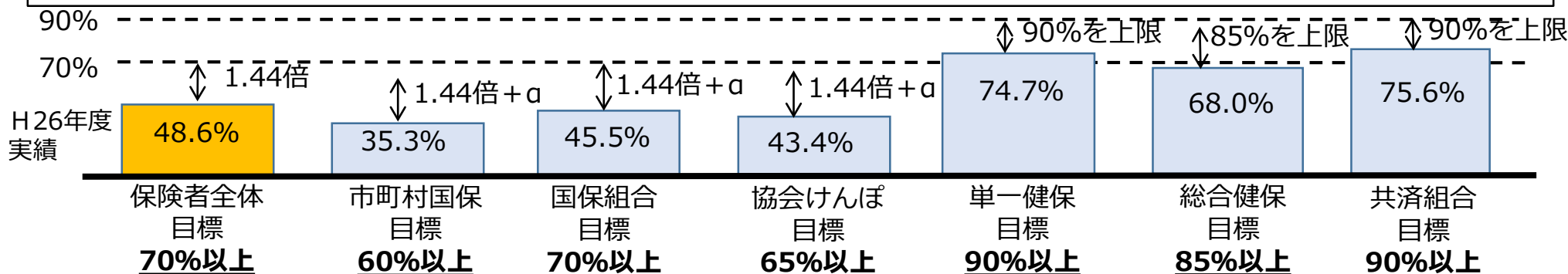
令和4年6月28日

第4回 効果的・効率的な実施方法等に関するワーキング・グループ

資料2

(1) 特定健診実施率の目標値

- 第3期の特定健診実施率の保険者の目標値は、第2期と同様、70%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定）することとし、第2期と同じ目標値とする。

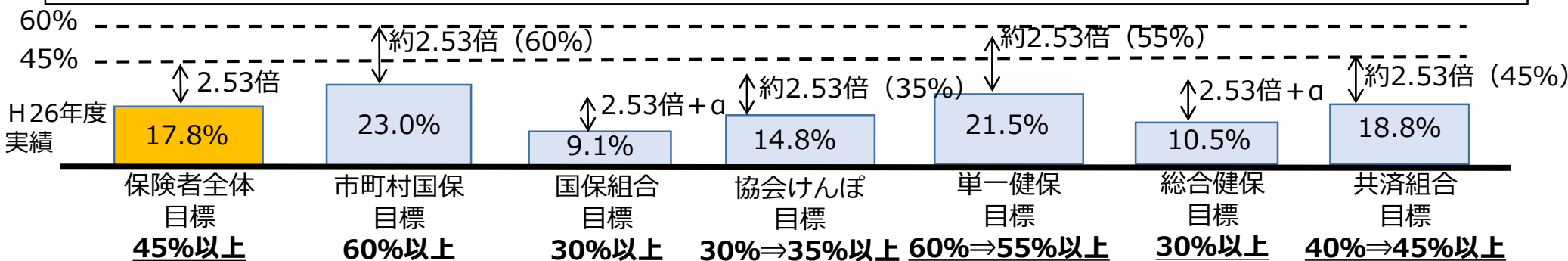


(2) 特定保健指導実施率の目標値

※私学共済は総合健保の目標値と同じ設定

- 第3期の特定保健指導実施率の保険者の目標値は、第2期と同様、45%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定）する。

(※) 保険者全体で等しく実施率を引き上げる際、保険者全体の目標に達していない目標値は引き上げる一方、保険者全体の目標を超えている目標値は維持又は引き下げ、第2期の目標値との増減幅を5%以内とする。



(船員保険は30%以上の目標を維持)

※私学共済は総合健保の目標値と同じ設定

第4期の特定健診・特定保健指導の目標

- 高齢者医療確保法において、特定健診・保健指導の実施方法や目標の基本的な事項など、基本的な指針（特定健康診査等基本方針）を定めている。
- 第4期計画における特定健診実施率、特定保健指導実施率の目標値については、直近の実績では、第3期の目標値とかい離があるが、引き続き実施率の向上に向けて取組を進めていく必要があるため、それぞれ第3期の目標値70%以上、45%以上を維持する。
- メタボリックシンドロームの該当者と予備群の減少率についても、生活習慣病の予防対策という特定健診・保健指導の目的を踏まえ、第3期の目標値25%以上（2008年度比）を維持する。
- 実施率等の向上のため、これまでの取り組みに加えて、ICT活用の推進等を進めていく。

	第1期	第2期	第3期		第4期
	2012年度まで	2017年度まで	2020年度実績	2023年度まで	2029年度まで 目標案
特定健診実施率	70%以上	70%以上	53.4%	70%以上	70%以上
特定保健指導実施率	45%以上	45%以上	22.7%	45%以上	45%以上
メタボリックシンドローム該当者及び予備群等の減少率	10%以上 (2008年度比で 2015年度に25% 減少)	25%以上 (2008年度比)	10.9%	25%以上 (2008年度比)	25%以上 (2008年度比)

特定健康診査・特定保健指導の受診率向上について

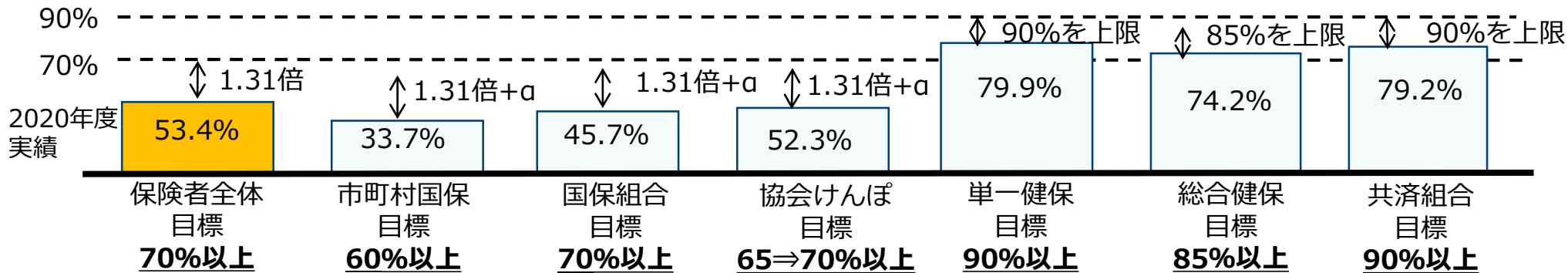
保険者、特定健診実施機関及び特定保健指導実施機関が連携して実施率の向上のための取組を引き続き実施する

- 特定保健指導を特定健診の当日に実施すること
- 特定健診の実施から特定保健指導の開始までの期間を短縮すること
- はがき、電子メール、電話等の個別通知による特定健診の受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を行うこと
- ICTを活用した保健指導を推進すること

第4期実施計画期間の保険者の特定健診・保健指導の目標値(案)

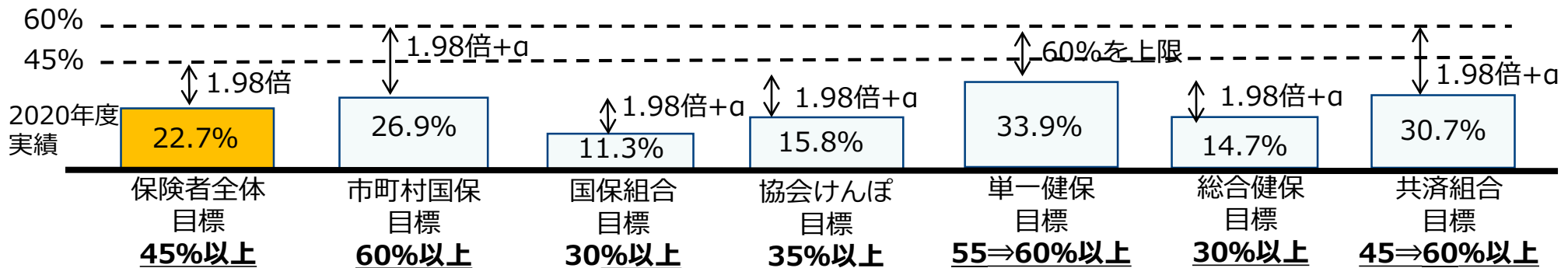
(1) 特定健診実施率の目標値

- 第4期の特定健診実施率の保険者の目標値は、第3期と同様、70%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定、ただし第3期目標値を下限とする）する。



(2) 特定保健指導実施率の目標値

- 第4期の特定保健指導実施率の保険者の目標値は、第3期と同様、45%以上の実施率を保険者全体で達成するため、実績に比して等しく実施率を引き上げた場合の実施率を基準に設定（実績が高い保険者には計算上の上限値を置き、実施率の低い保険者の目標値に振り分けて設定、ただし第3期目標値を下限とする）する。



(船員保険は30%以上)

※私学共済は総合健保の目標値と同じ設定

第3期と第4期実施計画期間における保険者別目標値（案）の比較

【特定健康診査 実施率目標】

	保険者全体	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	単一健保	総合健保 (※1)	共済組合
第4期	70%以上	60%以上	70%以上	70%以上 (※2)	90%以上	85%以上	90%以上
(参考)第3期	70%以上	60%以上	70%以上	65%以上	90%以上	85%以上	90%以上

(※1) 私学共済は総合健保の目標値と同じ設定、(※2) 船員保険も70%以上

【特定保健指導 実施率目標】

	保険者全体	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	単一健保	総合健保 (1※)	共済組合
第4期	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (※2)	60%以上	30%以上	60%以上
(参考)第3期	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (※2)	55%以上	30%以上	45%以上

(※1) 私学共済は総合健保の目標値と同じ設定、(※2) 船員保険は30%以上

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（特定健康診査等基本指針）

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査（略）及び特定保健指導（略）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項
 - 二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項
- 3～5 （略）

○特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年3月厚生労働省告示第150号）

第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

一 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を70%以上にすること。

各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

- 1 健康保険組合（健康保険法（略）第11条第1項の規定により設立されたものに限る。）及び法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定健康診査の実施率 90%以上
- 2 健康保険組合（健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。）及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定健康審査の実施率 85%以上
- 3 国民健康保険組合の加入者に係る特定健康診査の実施率 70%以上
- 4 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の加入者に係る特定健康診査の実施率 65%以上
- 5 市町村国保の加入者に係る特定健康診査の実施率 60%以上

二 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%以上にすること。

各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。

- 1 市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率 60%以上
- 2 健康保険組合(健康保険法第11条第1項の規定により設立されたものに限る。)の加入者に係る特定保健指導の実施率 55%以上
- 3 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率 45%以上
- 4 全国健康保険協会が管掌する健康保険の加入者に係る特定保健指導の実施率 35%以上
- 5 健康保険組合(健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。)、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率 30%以上

三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(特定保健指導対象者の減少率をいう。)を25%以上にすること。

各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。